

平成 28 年 6 月 11 日

松阪市議会議長

大平 勇様

楠谷 さゆり

研修参加報告

研修テーマ「地方議会論（8）－ 四日市議会 6 月定例会の議案とそれに対する意見提出について(1)」

講師 松井真理子氏（四日市大学総合政策学部教授）

日時 平成 28 年 6 月 10 日（金）14:40～16:10

会場 四日市大学

記

講義内容

「地方議会論」という15回の講義の、第8回目である。今回は、四日市市議会6月定例会に実際に上程される議案の一つを巡っての講義であった。四日市市では、市民サービスに大きな変化をもたらすと考えられる条例や事業について、定例月議会の委員会での審査が行われる前に、市議会ホームページにおいて、市民に情報提供を行い、意見を募集している。そこで、今回の講義は、学生たちにもこの意見募集に参加させようとするものである。市民の意見は全議員に配布されるため、これをきっかけに学生の政治参加意欲が高まれば、と思う。

取り上げられた条例案は、「四日市市路上喫煙の禁止に関する条例の制定について（議案第5号）」。学生は、この条例制定の背景、内容、施行期日を読み、また、実際の条例（案）の目的、定義、市の責務、市民等及び事業者の責務、禁止区域の指定、罰則、等を考慮して、自分の意見をまとめ、提出する。

講義とは別であるが、ここで、松阪市の類似の条例について、比較してみたい。松阪市では、みんなでまちをきれいにして清潔で快適かつ安全な生活環境を実現することを目的として、平成26年4月1日に「松阪市みんなでまちをきれいにする条例」を施行した。この条例の中に、

- 1.たばこの吸い殻や紙くずなどのごみのポイ捨て禁止
- 2.飼い犬等のふんの放置や投棄の禁止
- 3.路上喫煙禁止区域内での路上喫煙の禁止、が含まれている。

四日市市の条例案に関して、市民の安全・安心の確保、快適な生活環境の向上に資するこ
と、という目的は反対の余地はないと思われる。

しかしながら、第8条に謳われている「市長は、（中略）路上喫煙を止めるよう指導する
ことができる」との部分には疑問が浮かぶ。市長が頻繁にパトロールできるわけではない
と考えられるし、市長以外の通告は退けられるのか、など。対して、松阪市はQ&Aにて、
「市職員などが路上喫煙禁止区域を巡回し、違反者を発見した場合に指導します。指導に
従わない場合、勧告・改善命令・公表を行うことがあります。」と明記されているのは実
用的だと思われる。

また、四日市市では「2万円以下の過料に処する」と罰則が設けられているが、倫理規定
とも取れるこの条例案に対して制裁を科する意味は何か。市長が街を巡回し、条例に従わ
ない者を指導することは実際的ではないだろう。滅多にないことだから罰則を設けたの
か。

松阪市の条例には罰則は無い。同じくQ&Aにて、違反者に「過料はありません。この条例は違反者を取り締まることを目的としておらず、禁止区域を設けることで、モラルやマナーが向上していくことを期待しています。」と記載しており、個人的にはこちらに軍配を上げたい。

所感

条例制定案に関して、市民の意見を募集し、それらを全議員に配布するという四日市市の取り組みは良いと思う。また、議会人として、四日市市条例案に対して、他の自治体（松阪市）の類似条例と比較検討する機会を与えられたことは、意味があった。四日市市でのこの案件の行方を見たいと思う。

以上